

一般社団法人日本児童青年精神医学会 不服申し立て審査要項

1. 不服申し立ての範囲

会員は、日本児童青年精神医学会倫理委員会倫理検討部会および利益相反部会の審査結果に基づき、会員に対して行われた決定や処分に関して、当該会員は不服申し立てをすることができる。

2. 不服申し立ての手続き

前条で定められた不服申し立てを行う場合、会員は決定や処分に関する通知が届いた日から 14 日以内に、書面で日本児童青年精神医学会代表理事宛に不服申し立て審査請求書を提出しなければならない。不服申し立て審査請求書は、氏名・住所・不服申し立ての対象となる決定や処分の内容・請求書作成年月日を含むもので、様式は特に定めない。加えて、不服申し立て審査請求書を提出した日から 30 日以内に、不服申し立ての理由を書いた申し立て理由書を書面で代表理事に提出しなければならない。不服申し立て理由書についても様式は特に定めない。

3. 不服申し立て審査委員会の設置

不服申し立て理由書が届いてから 30 日以内に、代表理事が不服申し立て審査委員会を設置する。代表理事は、本学会会員から若干名と外部から 1 名の学識経験者を不服申し立て審査委員として指名する。ただし、倫理委員会委員、各部会の部会員は、不服申し立て審査委員会委員になることはできない。審査期間は、最長 6 カ月である。

4. 不服申し立て審査における調査

当該会員は不服申し立て審査委員会の調査に協力することが求められる。

5. 不服申し立て審査結果の通知

不服申し立て審査結果は、代表理事から書面で通知される。不服申し立てに関する決定は最終的なものであり、その決定についての不服申し立ては受け付けられない。

<不服申し立て審査請求書と不服申し立て理由書の送付先>

〒603-8148 京都市北区小山西花池町 1-8 (株) 土倉事務所内
一般社団法人日本児童青年精神医学会代表理事宛

本要項は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

本要項の改廃は、本法人理事会において決定される。